

所管部課	行政管理部 総務課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市行政手続条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市行政手続条例施行規則、東大和市議会行政手続条例施行規則、東大和市教育委員会行政手続条例施行規則、東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程、東大和市農業委員会行政手続条例施行規則、東大和市固定資産評価審査委員会行政手続条例施行規程			
	部課機関	議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 行政手続法の改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与に係る公示の方法による通知について、所要の改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴聞に係る公示の方法による通知について、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名等を公示事項とし、その方法について、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態とする方法に改める（第15条関係）。また、聴聞を続行することとなった場合の公示の方法による通知について、同様の方法で行うこととするために読替準用の規定を整備する（第22条関係）。 ・弁明の機会の付与に係る公示の方法による通知について、聴聞に係る公示の方法による通知と同様の方法で行うこととするために読替準用の規定を整備する（第29条関係）。 ・その他所要の文言整理を行う。 <p>(3) 施行日 令和8年5月21日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果 決定</p>					